雇用保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

 \bigcirc 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(抄)(第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定	第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定
した雇用の確保の促進等 (第八条—第十一条)	した雇用の確保の促進 (第八条—第十一条)
第三章~第九章 (略)	第三章~第九章 (略)
附則	附則
(高年齢者等職業安定対策基本方針)	(高年齢者等職業安定対策基本方針)
第六条 (略)	第六条 (略)
2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとす	2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとす
- స్ట్రాం - స్ట్టాం - స్ట్రాం - స్ట	る。
一 (略)	一 (略)
二 高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項	二 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項
三 (略)	三(略)
四 高年齢者雇用確保措置等(第九条第一項に規定する高年齢者雇用	四 第九条に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため
確保措置及び第十条の二第四項に規定する高年齢者就業確保措置を	講じようとする施策の基本となるべき事項
いう。第十一条において同じ。)の円滑な実施を図るため講じよう	

	者を七十歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。以下この項におによいて同じ。)の定めをしている事業主又は継続雇用制度(高年齢
(新設)	の二 定年(六十五歳以上七十歳未満のものに限る。以下
	(高年齢者就業確保措置)
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
含まれるものとする。	雇用を確保する制度が含まれるものとする。
約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が	用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の
の定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契	とを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇
る高年齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するものをそ	、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後に雇用されるこ
をいう。以下この項において同じ。)との間で、当該事業主の雇用す	をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。) との間で
事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主	事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主
を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該	を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該
2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主(当該事業主の経営	2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主(当該事業主の経営
第九条 (略)	第九条 (略)
(高年齢者雇用確保措置)	(高年齢者雇用確保措置)
安定した雇用の確保の促進	安定した雇用の確保の促進等
第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の	第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の
3~5 (略)	3~5 (略)
五・六 (略)	五・六 (略)
	とする施策の基本となるべき事項

合は、 数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表す 努めなければならない。 対象となる年齢の上限に達した後七十歳までの間の就業を確保する場 下この条において同じ。 年後又は継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう。 を講ずることにより、その雇用する高年齢者について、 る者の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置 織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、 事業主に現に雇用されている者を含み、 条第二項の契約に基づき、 いて同じ。 ことにより、 以下この条において同じ。)について、 この限りでない。)を導入している事業主は、 六十五歳から七十歳までの安定した雇用を確保するよう ただし、 当該事業主と当該契約を締結した特殊関係 又は第二号の六十五歳以上継続雇用制度の 当該事業主が、 その雇用する高年齢者 厚生労働省令で定める者を除 次に掲げる措置を講ずる 労働者の過半数で組 定年後等 労働者の過半 (第九 (定 以

- 一 当該定年の引上げ
- う。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。)の導入きは、当該高年齢者をその定年後等も引き続いて雇用する制度をい二 六十五歳以上継続雇用制度(その雇用する高年齢者が希望すると
- 三 当該定年の定めの廃止
- 2 前項の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいう。
- 業主が、当該事業を開始する当該高年齢者(厚生労働省令で定める事業を開始する場合(厚生労働省令で定める場合を含む。)に、事るの雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに

うものに限る。) を確保する措置 の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払 係る委託契約その他の契約 機会を提供することを約する契約を締結したものに限る。 当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する はハの事業については、 その雇用する高年齢者が希望するときは、 当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、 (前号に掲げる措置に該当するものを除く。 を締結し、 事業主と当該事業を実施する者との間で、 (労働契約を除き、 当該契約に基づき当該高年齢者の就業 次に掲げる事業 当該委託契約その他 当該事業に につい (ロ 又

いう。以下この号において同じ。)
定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業を定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業を

援助を行つているもの主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業

六十五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、

用を確保する制度が含まれるものとする。
することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇とを希望するものをその定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後等に雇用されるこ

5 4 用する。 関する指針 歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。 実施及び運用 条第一項及び第二項において 第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準 厚生労働大臣は (次項において (心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六十五 第一項各号に掲げる措置及び創業支援等措置 「指針」という。 「高年齢者就業確保措置」という。 を定めるものとする。 次

(高年齢者就業確保措置に関する計画)

して、高年齢者の六十五歳から七十歳までの安定した雇用の確保その第十条の三 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針に照ら

高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすること他就業機会の確保のため必要があると認めるときは、事業主に対し、

ができる。

高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告することがめるときは、当該事業主に対し、厚生労働省令で定めるところによりて、高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していないと認 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合におい

できる。

(新設)

ころにより、これを厚生労働大臣に提出するものとする。これを変更事業主は、前項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めると

したときも、

同様とする。

をる。 は、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することがでは、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することがで

(高年齢者雇用等推進者)

第十一条

事業主は、

厚生労働省令で定めるところにより、

高年齢者雇

い。 を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならな用確保措置等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備

(再就職援助措置)

第十五条 置 象高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置 者に限る。 者等が再就職を希望するときは、 定める理由により離職する場合において、 の責めに帰すべき理由によるものを除く。 項において という。 事業主は、 その 「再就職援助対象高年齢者等」という。) を講ずるように努めなければならない 他 その雇用する高年齢者等 厚生労働省令で定める者 求人の開拓その他当該再就職援助対)その他の厚生労働省令で 当該再就職援助対象高年齢 (以下この項及び次条第 (厚生労働省令で定める (以 下 「再就職援助措 が解雇 自己

(高年齢者雇用推進者)

図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を第十一条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者雇

(再就職援助措置)

第十五条 助措置」という。 他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置 おいて、 省令で定める理由 者に限る。 き理由によるものを除く。 事業主は、 当該高年齢者等が再就職を希望するときは、 以下この節において同じ。 〇 以 下 を講ずるように努めなければならない。 その雇用する高年齢者等(厚生労働省令で定める 「解雇等」という。)により離職する場合に)その他これに類するものとして厚生労働)が解雇 (自己の責めに帰すべ (以 下 求人の開拓その 「再就職援

2

略

(多数離職の届出)

により、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。 により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める理由 定める数以上の者が前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由 第十六条 事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち厚生労働省令で

2 (略)

(求職活動支援書の作成等)

第十七条 書面(以下 省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする 者等の再就職に資する事項 るため、当該高年齢者等の職務の経歴、 で定める者に限る。 いう。)により離職することとなつている高年齢者等 として厚生労働省令で定める理由 の責めに帰すべき理由によるものを除く。 事業主は、 「求職活動支援書」という。)を作成し、)が希望するときは、その円滑な再就職を促進す 厚生労働省令で定めるところにより、解雇 (解雇等の理由を除く。) として厚生労働 (以下この項において 職業能力その他の当該高年齢)その他これに類するもの 当該高年齢者等 (厚生労働省令 「解雇等」と 自己

2

(略)

(雇用状況等の報告)

2

略

に交付しなければならない。

| 第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより

(多数離職の届出)

2 (略)

(求職活動支援書の作成等)

(雇用状況の報告)

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより

2 (略)	大臣に報告しなければならない。	置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働	、定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措
2 (略)		厚生労働大臣に報告しなければならない。	、定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を